

平成 23 年度第 9 回（104 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 24 年 3 月 13 日午後 3 時から

場 所：第 2 委員会室

出席者：下嶋一義、伴貞男、戸塚弘、大森正子、織田祐輔、長縄宜幸、増田恵美子、大久保實、神吉正代、金子裕輝、青山茂昭、佐藤勝栄、鈴木晃、今瀬千佳子、阿久津たか子

事務局（市民協働係長、企画課主事）

欠席者：円城寺修、原剛、齋藤徳次郎、赤石達樹

<配布資料>

- 1 平成 23 年度第 8 回（第 103 回）清瀬市まちづくり委員会議事要旨
- 2 まちづくり委員会への提案内容に対する審議結果について(報告)
- 3 清瀬市まちづくり基本条例に関する提案用紙
- 4 まちづくり提案審議 進行表
- 5 「まちづくりフォーラム」資料

## 1 開会

### 2 前回の確認

<委員により前回の議事要旨を確認。>

委員長：前回の議事要旨を確認していただいたが、訂正がないということでしょうか。

<了承>

委員長：審議結果「大和田通信基地の一部を地元住民に開放すべき」の報告について「まちづくり委員会へその他関係所管課との経緯を定期的に報告する」と加えて回答したい。次に「リスクコミュニケーションの強化を」について確認してもらいたい。

<委員長による審議結果報告を読み上げ確認。>

委員長：この報告でいかがか。

<了承>

委員長：では「緊急時連絡手帳・連絡カードの実施」について市長への提言としてあげたいと思うのだがいかがか。

<了承>

委員：提言書について委員の中から小委員会を立ち上げ、作成したいので立候補をお願いしたい。

<立候補があり、小委員会の委員が決まった。>

委員長：ヘルプカードの配布の対象者について市民全員にするか、特定の人に配布するか各委員より考えをいただきたい。

委員：今後継続的に周知活動を行っていくので、現段階では希望者で良いのではないか。

委員：市民全員への配布が良く、特に高齢者への配布が良いと思う。だが周知活動が難しいと考える。

委員：市民の安心安全について配布するべきであると思う。やるならば若者への周知方法を考えていかなければならない。

委員長：今の意見をまとめると、対象は全市民で希望者に配布とし、周知方法を考えていかなければならない。市報とインターネットだけが周知方法である。

事務局：4月からメール配信サービスが始まる予定である。

委員長：高齢者はメールをすることが出来ないので考えてもらいたい。

事務局：市報が4月よりリニューアルするので情報提供に活用したい。

委員長：次に新しい提案「禁煙地域の拡大で、停滞している禁煙運動の更なる前進を！」について読んでいきたい。

#### 【提案内容】

現在、禁煙指定地域での喫煙罰則制度や吸殻のポイ捨て禁止条例などで、官民の協力により禁煙運動の浸透やポイ捨ては徐々に良くなってきている。

しかし、禁煙運動は世の流れであり、清瀬市が現状で満足しているのは明るく健康な町づくりをめざす姿としては情けなく、先進都市に遅れを取る。罰則制度があっても適用例がなく、ポイ捨ても皆無ではない。次のステップをめざして官民が協力して禁煙運動を更に前進させるべき時期である。あきらめないで禁煙を進めて行くべき。やれば出来る筈。そこで、現状の禁煙エリアに加え、次の対策を実施する様提案したい。

- (1) 市内の公園（都市公園、自然公園、ポケット公園や緑地（雑木林、指定緑地）では、全面禁煙とし看板設置で皆の目で監視、注意して行く努力を！（特

にポイ捨てによる公園と緑地での火災が心配)

(2)市内の全飲食店(食堂、レストラン、酒屋、喫茶など)店内での喫煙全面禁止(飲食店での喫煙は不愉快、吸わない人にもっと配慮せよ)。

(3)現状、緑地・公園などに設置の吸殻ポイ捨て禁止看板は、誤解を招くので撤去し、禁煙看板に変更する。

以上、3項を実施し公共場所での禁煙運動を前進させ、明るく健康な都市をめざすべきと思う。

委員長：禁煙関係を推進する担当課はどこになるのか。

事務局：庁舎管理となれば総務課となり、労働安全衛生となると職員課となる。

委員長：市内全域となるとどうなるか。

事務局：条例の関係で環境課や緑と公園課となる。

委員：飲食店はどうなるのか。

委員：個人の店となると難しいと考える。

事務局：資料にある昨年度のまちづくり委員会の提言を受けて「清瀬市まちを美しくする条例」が4月から改正される。歩行中や自転車などでの喫煙が禁止され、重点地域での違反者に過料が科されることとなった。

委員：清瀬市は煙草による税収も多いと思う。煙草について税収のからみも考えていくべきではないか。

委員：喫煙について誰が過料を取り締まるのか。せつかくきまりを作ったのならば対策を考えていかねばならない。喫煙を取り締まるのではなく、喫煙場所を設けてあげるのも案ではないか。

委員：この提案は健康問題なのか、環境美化問題なのか提案者へ話を聞いた方が良いと思う。

委員長：提案者へ話を聞くこととする。まち美化については環境課が担当なので、現在の状況を、健康推進課へは禁煙対策の取組みについて伺ってほしい。

事務局：5月のフォーラムについて話しあってもらおう。

委員長：発表についてはどのように行ったか。

事務局：スクリーンにパワーポイントで写しながら説明した。

委員長：告知についてはいつから行うのか。

事務局：5月19日なので5月1日号で周知を行う。

委員長：4月と5月の委員会の日程を決めたいと思うが委員の都合はどうか。

<委員の話し合いにより、4月17日、5月8日に委員会を開催することとなった。>

委員長：老人いこいの家の有効活用について意見交換を行いたい。

委員：「老人」という名称が良くないと思う。名称によって施設を利用したが

らない方がいる。

委員：市報の「60 歳以上の方であれば、誰でも使用できます」という標記は管理責任上問題があると思う。

<次回は 4 月 17 日火曜日午後 3 時とする。>